

八王子市農地バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市内に存する農地の貸借を促進することにより、遊休農地の発生を防止し、及び解消することを目的として実施する八王子市農地バンク制度（以下「農地バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、農地バンクとは、市内に存する農地であって、その所有者が貸付けを希望するものについて、情報を登録し、農地の借受けを希望する者にその情報を提供する制度のことをいう。

(実施主体)

第3条 農地バンクの実施主体は、八王子市とする。

(農地の登録申請等)

第4条 所有する農地を農地バンクに登録しようとする者は、農地登録申請書（様式第1号）を八王子市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請にあたっては、次の各号の書類を添付するものとする。

(1) 土地の位置を示す地図、公図及び土地の登記事項証明書

(2) 共有者がいる場合には、農地バンクに登録することについての同意があったことを証する書面

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容について農地の登録を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、農地の登録は行わない。

(1) 登録しようとする農地の登記地目が「田」または「畑」以外であるとき

(2) 農地の所有者以外の者により申請が行われたとき

(3) 登録しようとする農地を利用する権利を有する第三者がいるとき

(4) 共有者がいる場合において、登録することについて、共有者の同意を得ていないとき

(5) 登録しようとする農地に抵当権（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6に規定する相続税の納税猶予によるものを除く。）その他の権利が設定され、または仮登記がなされているとき

(6) その他、市長が不適切であると認めたとき

4 市長は、前項の規定により農地バンクに登録したときは、当該農地の所有者に対して農地登録通知書（様式第2号）により通知する。

(農地の登録事項の変更)

第5条 農地バンクに登録された農地（以下「登録農地」という。）の所有者は、登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を農地登録変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(農地の登録抹消)

第6条 市長は、登録農地について、農地バンクに登録した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年が経過したとき、登録農地の所有者から登録抹消届出書（様式第4号）の提出があったとき、または当該農地に係る利用権が設定されたときは、農地バンクの登録を抹消する。ただし、再度

の登録を妨げるものではない。

- 2 前項に定める登録農地の登録期間の満了に際し、登録農地の所有者は、登録の継続について登録更新確認書（様式第5号）を市長に提出することにより、登録期間を3年間延長することができる。
- 3 登録農地が第4条第3項各号のいずれかに該当するに至ったときは、市長は登録を抹消することができる。
- 4 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、登録抹消通知書（様式第6号）により、登録農地の所有者に通知するものとする。

（農地の借受けを希望する者の登録申請等）

第7条 登録農地の借受けを希望する者として農地バンクに登録する者（以下「借受希望者」という。）は、次の第1号から第5号のいずれかの要件を満たし、かつ、すみやかに本市で農業経営を行える者とする。また、借受希望者は、地域との調和に配慮し、地域の農業環境の向上に寄与しようと努めなければならない。ただし、市街化の農地（生産緑地）の借受けを希望する者については、第6号の要件を満たすものとする。

- （1） 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）または、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条第4項に規定する認定を受けた者（以下、「認定新規就農者」という。）
- （2） 新たに東京都内で営利を目的とした農業経営を開始しようとする個人であって、就農から5年後の農業所得の目標額が300万円以上であり、年間150日以上農業に従事することができ、東京都担い手育成総合支援協議会幹事会に設置される新規就農希望者経営計画支援会議（以下「支援会議」という。）により推薦を受けた者（以下「新規就農希望者」という。）
- （3） 営利を目的とした農業経営を行っている法人、または開始しようとする法人であって、5年後の農業所得の目標額が300万円以上であり、支援会議により推薦を受けた者（以下「一般法人」という。）
- （4） 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第1項第1号ハに該当する法人であって、農地をその業務の運営に必要な施設の用に供することについて、東京都農業会議により確認を受けた者
- （5） 第1号から第4号までそれに準じる者で、市内在住の者（以下、「市内一般農業者」という。）または、市外在住の者（以下、「市外一般農業者」という。）
- （6） 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）（以下「法律」という。）第4条第3項第1号から第3号までの全ての要件を満たす農業者、法律第4条第3項第1号から第6号までの全ての要件を満たす新規就農者、法人など

- 2 前項の要件を満たす者が農地バンクに登録しようとするときは、借受希望者登録申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（借受希望者の登録抹消）

第8条 市長は、借受希望者について、農地バンクに登録した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年が経過したとき、または借受希望者から登録抹消届出書（様式第4号）の提出があったときは、農地バンクの登録を抹消する。ただし、再度の登録を妨げるものではない。

- 2 前項に定める借受希望者の登録期間の満了に際し、借受希望者は、登録の継続について登録更新確認書（様式第5号）を市長に提出することにより、登録期間を3年間延長することができる。

- 3 借受希望者が前条の要件を満たさなくなつたときは、市長は登録を抹消することができる。
- 4 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、登録抹消通知書（様式第6号）により、借受希望者に通知するものとする。

（情報の提供）

第9条 市長は、借受希望者に対し、登録農地の情報のうち、所在地等の情報で、個人が特定されないものを提供し、一定の期間を定めて登録農地の借受希望を募集するものとする。ただし、市長が登録農地の情報を提供することが適当でないことを認めた場合はこの限りではない。

（借受希望の申込み）

第10条 前条の情報の提供を受けた借受希望者は、借受けを希望する農地について農地借受希望申込書（様式第8号）を提出するものとする。

（借受希望者等の通知等）

第11条 前条の規定による申込みを受けた市長は、当該農地の所有者に対し借受希望者通知書（様式第9号）により通知するとともに、借受け希望の申込みをした借受希望者に対し農地紹介決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。この場合において、同一の農地に複数の借受けの申込みがあつたときは、次の各号に定めるところにより決定した借受希望者に通知するものとする。

（1）借受希望者の優先順位は以下の順位とする。

- | | |
|-------|------------------------|
| 第一順位 | 八王子市内に住所を有する新規就農希望者 |
| 第二順位 | 八王子市が認定した認定新規就農者 |
| 第三順位 | 八王子市が認定した認定農業者 |
| 第四順位 | 市内一般農業者 |
| 第五順位 | 八王子市内の一般法人 |
| 第六順位 | 八王子市外に住所を有する新規就農希望者 |
| 第七順位 | 八王子市以外により認定を受けた認定新規就農者 |
| 第八順位 | 八王子市以外により認定を受けた認定農業者 |
| 第九順位 | 市外一般農業者 |
| 第十順位 | 八王子市外の一般法人 |
| 第十一順位 | 第7条第4号に規定する法人 |

（2）前号の規定により優先順位を決定できない場合は、農地バンク制度において借受け実績のない者を優先とする。

- 2 前項の基準に従つてもなお、優先して農地を紹介する者を決定しがたいときは、八王子市が定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らし、農業経営計画その他を総合的に勘案して決定するものとする。この場合において、必要に応じて、農業委員会の意見を聴くことができる。
- 3 登録農地の所有者及び借受希望者は、農地バンクにより提供を受けた情報を第三者に提供してはならない。

（当事者間による貸借条件の協議）

第12条 前条第1項の規定により通知を受けた場合の登録農地の貸借条件に関する協議は、当該農地の所有者及び借受希望者の当事者間で行うものとする。

（貸借条件協議の報告）

第13条 登録農地の所有者及び借受希望者は、前条の規定による貸借条件の協議の結果について、貸

借条件協議報告書（様式第 11 号）により市長に報告しなければならない。

（補則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（本人確認）

第 15 条 申請者が実施要綱に係る申請等に関して、押印を省略した場合、申請書等における押印及び署名の見直し方針（令和 3 年（2021 年）1 月 14 日市長決裁）及び押印及び署名の見直しと運用について（令和 3 年（2021 年）3 月 19 日付通知）に基づき、本人確認を実施する。

2 前項に定める本人確認は、本人であることを確認するための書類の窓口における確認または紙媒体での提出とする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。（平成 30 年 8 月 8 日施行）

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。（令和元年 5 月 13 日施行）

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 7 月 27 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができる。